

「特別支援教育支援員」配置事業実施要綱

(設置)

第1条 瀬戸市立小中学校に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対して、学校生活の補助及び支援を行うために特別支援教育支援員（以下「支援員」という。）を置く。

(身分及び所属)

第2条 支援員は、地方公務員法（昭和25年法律261号）第22条に規定する臨時任用職員とする。

2 支援員は、瀬戸市教育委員会学校教育課の所属とする。

(職務)

第3条 支援員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 食事・排泄・衣服の着脱の補助や車椅子での教室移動補助等の日常生活の支援に関すること。
- (2) 教科指導への補助支援に関すること。
- (3) 学校、学年行事における支援に関すること。
- (4) その他学校長の命じる学校生活における支援に関すること。

2 支援員は、瀬戸市立小中学校において職務を行うものとする。

(任用)

第4条 支援員は、次に掲げる要件を備えている者のうちから、選考により任用する。

- (1) 心身共に健康と認められる者
- (2) 子どもの教育に関心を持ち、愛情を持って子どもと接することができると認められる者

(任用期間)

第5条 支援員の任用期間は、6か月以内とする。

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、支援員を再任することができる。

(勤務時間)

第6条 支援員は、原則として1日5時間45分勤務とする。

(解職)

第7条 教育委員会は、支援員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えない場合
- (2) 制度の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合
- (3) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (4) 前各号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

(服務)

第8条 支援員は、職務の遂行に当たっては、全力をあげてこれに専念しなければならない。

2 支援員は、職務の遂行に当たっては、法令及びこの要綱の定めに従い、かつ、学校長の指示にしたがわなければならない。

3 支援員は、その職の信用を傷つけ、又は支援員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

4 支援員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。